

2015年市議会6月通常会議 請願

- [請願第6号](#) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた方針を早期に明確化することを求めることについて
- [請願第7号](#) 子どもの医療費を小学校卒業まで無料にすることを求めることについて
- [請願第8号](#) 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書の提出を求めることについて
- [請願第9号](#) 福井地方裁判所の「再稼働差し止め」決定を尊重し、高浜原発3号機及び4号機の再稼働をしないことを求める旨の意見書を提出することについて
- [請願第10号](#) 「集団的自衛権の行使を具体化する安全保障法制案を廃案にすることを求める意見書」の提出を求めることについて

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた方針を早期に明確化することを求めることについて

【紹介議員：清正】

介護保険法の改正に伴い、平成 27 年 4 月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新総合事業）」が開始をされました。多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスが提供されることを目指したもので、予防給付の訪問介護・通所介護は平成 29 年度末までに新総合事業に移行することが定められています。しかしながら、移行に至った自治体は全国でも限られており、このことは厚生労働省が想定する住民主体による支援が制度上、いかに困難であるかを表す結果となっています。

大津市においても実施体制の確立に向けて準備を進められているところではありますが、今後の展望に対する情報発信は不足しており、住み慣れた地域でレベルの高い介護サービスを安心して受けることができるのか、不安に思っておられる市民が多くおられます。人口 34 万 2 千人のうち、およそ 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者である大津市にとって、新総合事業を持続可能なものとしていくことは喫緊の課題であり、平成 29 年度の開始に向けて具体的な方針を早期に示していただき、情報の発信に努めていただくことを求めます。

請願者：安田リハビリ研究所

子どもの医療費を小学校卒業まで無料にすることを求めることについて

【紹介議員：共産党】

若い世代の親にとって、子育ての経済的負担、とりわけ、子どもの医療費は重い負担であることから、医療費無料化の拡充を求める声は強く切実です。雇用の不安定化や貧困と格差が広がるなかで、この願いはますます切実になっています。

こうしたもとの、子どもの医療費の無料化拡充の流れは全国で広がっており、滋賀県内でも、入院費助成は大津市を除く18市町は中学校卒業までの助成があり、通院費助成は小学校卒業までが1市、中学校卒業までは5市町が実施しています。

大津市においても安心して子どもを産み育てる環境をと小学校3年生まで医療費無料化の対象となっていますが、よりいっそうの拡充が求められています。

小学校高学年、中学生は病気だけではなく怪我なども多いことから、助成対象を早期に中学3年生にまで拡充することを展望しつつ、当面、早急に小学校卒業までに引き上げていただきたく、お願いいたします。

請願事項

1. 子どもの医療費無料化の対象を、小学校卒業まで拡充してください。

請願者：新日本婦人の会大津支部

戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法制整備法案）の廃案を 求める意見書の提出を求めることについて

【紹介議員：共産党】

安倍内閣が5月14日閣議決定した安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の審議が、衆議院安全保障関連特別委員会でおこなわれています。

この法案は、米軍と自衛隊の軍事分担を決めた4月末の日米防衛ガイドライン改定にもとづき、いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加し、日本が直接攻撃されていなくても、平時から集団的自衛権の行使にいたるまで、どんなときでも米軍を支援することが可能になります。法案には平和や安全の名前がついていますが、自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武器を使用し、「殺し殺される」ことが現実となります。

歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきたことをあっさり踏み越え、アジアと世界に不戦を誓った憲法9条をこわし、戦後日本の国のあり方を根底から覆すものといわざるを得ません。しかも、こんな重大な法案を「夏までに成立」させることを勝手に米国政府と約束するなど、許されることでしょうか。

どの世論調査でも反対が多数です。若者から戦争体験者まで、自民党元幹事長をはじめ保守を名乗る人々からも、「戦争はぜったいダメ」の声があがり、すべての弁護士が強制加入する日本弁護士連合会も法案の違法性を強く訴え、日本中で反対運動が広がっています。

今年は戦後70年です。いまこそ、平和国家としての日本の歩みをさらにすすめるときではないでしょうか。戦争につながる安全保障関連2法案は、徹底審議し、廃案にすべきです。

以上のことから、貴議会として関係する国の機関に対し、戦争につながる安保関連法案の廃案を求める意見書を提出されるようお願いします。

請願者：新日本婦人の会大津支部

福井地方裁判所の「再稼働差し止め」決定を尊重し、高浜原発3号機及び4号機の再稼働をしないことを求める旨の意見書を提出することについて

【紹介議員：共産党、チーム】

本年4月14日、福井地方裁判所は、関西電力高浜発電所3号機及び4号機の運転の差し止めを命じる仮処分決定を発令しました。

決定では、全国原発でこの10年間に5回、想定を超える地震が起こっているのに、高浜原発では基準地震動(700ガル)を超える地震が起こらないという関西電力の主張は根拠に乏しいとしています。さらに基準地震動を下回る地震であっても、外部電源と給水が断たれ冷却機能を失う危険があると指摘しています。関西電力は多重防護の考えに基づき安全性を確保する設計となっていると主張していますが、決定では、「第1陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義から外れる」と述べています。

また、使用済み核燃料について「我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼす可能性があるのに、格納容器のような堅固な施設によって閉じ込められていない。使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するという事に加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない」と断じました。

そして、「原発の新規制基準は緩やかに過ぎ、適合しても安全性は確保されていない」として、人格権が侵害される具体的危険性があると結論付けました。原発が人格権という最も重要な権利を侵害するものであることは、すでに昨年5月21日の福井地裁判決で言及されています。

現に、関西電力の高浜原発3、4号機の重大事故想定では、事故発生から炉心損傷開始まで19分、メルトスルー開始まで90分とされていて、これでは住民が被ばくせずに避難することは不可能です。そもそも、原発過酷事故での避難計画や防災計画など、誰が取り組んでも実効性のあるものを立てることは困難である中、どの自治体も最悪のシナリオを想定した上での現実的かつ合理的な避難計画を立てることができないで苦しんでいるのが実態です。しかし、事故時の避難計画は再稼働の要件とはなっておらず、原子力規制委員会の新規制基準には、避難計画がきちんと実行できるかは含まれていないのです。安全な避難計画なしの再稼働はするべきではありません。

このように、高浜原発3、4号機で過酷事故が起こった場合、住民の命や健康、暮らしに大きな被害を受けることが避けられないうえに、近畿1,450万人の水源地であるびわ湖が汚染されることによる影響は計り知れません。福井県の隣県である滋賀県の大津市に住む私たちはびわ湖を守る一員として、今回の福井地方裁判所の決定を尊重し、高浜原発3号機及び4号機の再稼働をしないことを、国に対し強く求めるものです。国や行政は、市民の生命と安全を守る立場から、この司法の判断を厳粛に受け止めるべきです。

以上から、大津市議会として国に対し、福井地方裁判所の「再稼働差し止め」決定を尊重し、高浜原発3号機及び4号機の再稼働をしないことを求める旨の意見書を提出することを請願します。

請願者：峯本敦子氏 他4名

「集団的自衛権の行使を具体化する安全保障法制案を廃案にすることを求める意見書」の 提出を求めることについて

【紹介議員：共産党】

政府は、集団的自衛権行使を認める一連の 11 法案（以下、安全保障法制案）を、5 月 14 日に閣議決定し、翌 15 日、国会に提出しました。

この安全保障法制案は、新法の「国際平和支援法案」と武力攻撃事態対処法改正案や重要影響事態法案（周辺事態法改正案）を柱とする 10 本の既存法を一括した「平和安全法制整備法案」からなります。

一番の問題点は、集団的自衛権が行使できる仕組みを武力攻撃事態対処法改正案でつくることです。日本が攻撃を受けていなくても、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合と安倍首相ら安全保障会議の数人が判断すれば武力行使できる「存立危機事態」が盛り込まれます。しかも国会承認は事後承認でよいとされています。

二番目は、周辺事態法改正案である重要影響事態法案で、「我が国の平和および安全に重要な影響を与える事態」を「重要影響事態」とし日本周辺という地理的要件を取り外したことです。対象国も米国に限定せず地球の裏側であろうと「どこで起きた事態でも」派兵が可能となります。

三番目は、国際平和支援法案で、日本の事態に関係なく恒久的な海外派兵ができることです。米国や多国籍軍への兵たん活動（後方支援）が可能となり弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油・整備もできます。また、イラク戦争時には「非戦闘地域」とされていたものが「現に戦闘が行なわれていない」場所に変更され、現に銃弾が飛び交っていなければ戦闘現場でも活動が可能となります。これは「平和支援」ではなく「戦争支援」以外のなにものでもありません。

四番目には、上記を補完する様々な法改定で、戦争できる国をつくらうとしていることです。国連平和維持活動（PKO）協力法を改定し、他国軍の警護や任務遂行のための武器使用も可能となることや、公共施設の軍事優先使用規定、自衛隊員を命令に従わせるための海外での処罰規定の整備等々です。

以上の内容が、安倍首相が「切れ目のない安全保障法制」とするものです。

「切れ目のない」とは「あらゆる事態に適用できる」ということであり、どんな状況でも自衛隊を海外派兵して参戦できることを意味しています。

昨年 7 月 1 日の集団的自衛権行使容認の閣議決定で、政府は戦争しないと定めた憲法を戦争できると解釈変更しました。今回の安全保障法制案は、政府の判断一つで、日本が攻撃されていなくてもどんな事態にも自衛隊を参戦させることのできるもので憲法上許されないものです。このような憲法の基本原理に関わる重大な変更、すなわち憲法第 9 条の実質的な改変を、国民の中で十分に議論することすらなく、憲法に拘束されるはずの政府が法律の制定のみで行なうことは、立憲主義に根本から違反しています。

こうしたことが現実になれば、戦争を担う自衛隊員が人を殺し殺される立場になります。米国のイラク戦争の結果、100 万人以上のイラク市民が殺され 400 万人以上が難民となり（マサチューセッツ工科大学国際研究センター 2009 年）、米兵も約 4,500 人が死亡（米国防総省 2012 年）し、帰国した兵士の多くが PTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しんでいます。このように、日本において

も今後若い世代がその役割を担うことになってしまい、こんな社会は私たちの望む社会ではありません。さらに、自衛隊員だけでなく私たちの生活にも大きく影響します。特定公共施設利用法等の改定などで「存立危機事態」「重要影響事態」時における港湾、空港、道路等の優先使用をはじめとした自治体の戦争協力義務、国民の協力義務の範囲も広がります。

自治体の任務は市民の生命財産を守ることで戦争に協力することではありません。侵略戦争への協力の反省から生まれた憲法の「地方自治の本旨」は平和主義の実現を要請しており戦争協力はありません。大津市民である自衛官、医師、看護師や輸送に関わる民間業者などが集団的自衛権によって海外の戦地に送られ、殺し殺されることは憲法上許されません。市の管理する施設が戦争に使われることがあってはなりません。

この先、地域の若者を戦場に送り出すことにつながらないよう、大津市議会として下記事項を意見書として国に提出するよう請願します。

請願者：峯本敦子氏 他4名